女川原発　差し止め認めず／仙台高裁／避難計画に「合理性」

2024/11/28 河北新報朝刊 1 ページ 777 文字

東北電力女川原発２号機（宮城県女川町、石巻市）での重大事故に備えた住民避難計画に実効性がないとして、石巻市の住民１６人が２号機の再稼働差し止めを求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁は２７日、住民側の控訴を棄却した。一審仙台地裁判決が触れなかった避難計画について言及したものの、避難計画を確認した協議体の判断過程に「過誤や欠落はない」として一定の合理性を認めた。

（２７面に関連記事）

倉沢守春裁判長は避難計画に関し、国設置の原子力防災協議会で具体性、合理性が確認されていると指摘。原子力災害対策指針などに照らしても「危険が顕在化する蓋然（がいぜん）性は抑えられている」との見解を示した。

住民側が主張した避難計画の不備は、段階的避難や屋内退避などを踏まえておらず「一斉避難を強いられたり、避難経路が利用不可能になったりする具体的状況が立証されない以上、避難計画の効果を上げられないとは言えない」とした。

避難計画は事故の特性や気象、住民の居住状況を踏まえて「臨機応変に決定し、段階的に避難を実施することを想定している」と説明。国の協議会で放射性物質の検査場所開設やバス確保などについて検討されていなかったとしても「原子力規制委員会による指示など判断の過程に過誤や欠落は認められない」と判断した。

住民らは２０２１年５月に提訴。全国で初めて避難計画の実効性に争点を絞った。昨年５月の一審判決は「住民側が大事故が起きる具体的危険の主張立証をしていない」として避難計画に触れずに請求を棄却。住民側が控訴していた。

女川原発は東日本大震災で被災し、全３基が停止。東北電は２号機の再稼働に向け規制委に１３年１２月、新規制基準の適合性審査を申請。２０年２月に合格し、県知事の同意などを経て今年１０月に再稼働した。

女川原発差し止め棄却　控訴審判決／危険性の立証　住民に責任／原告批判「お粗末な判断」

2024/11/28 河北新報朝刊 27 ページ 1074 文字

地元住民の訴えは、再び退けられた。東北電力女川原発２号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働差し止めを巡る訴訟の控訴審判決。焦点となった避難計画の実効性には踏み込まず、避難計画では対処できない状況を立証する責任は住民側にあると指摘した。原告団は「残念の極み。あまりにもお粗末な判断だ」と批判した。（１面に関連記事）

午後２時半ごろ、裁判所前で「控訴棄却！　差し止め認めず！」と書かれた旗を掲げた原告団の佐藤清吾さん（８３）＝石巻市北上町＝は「国におもねった判決」と憤りを隠さなかった。

事実上の「門前払い」だった一審仙台地裁判決とは異なり、避難計画への言及はあった。放射性物

質の付着を調べる検査体制や、避難バスの準備不備といった原告側の主張に対し、倉沢守春裁判長は「発生した事態に応じて臨機応変の決定を想定している」「県バス協会と協定を結んでいる」などと指摘した。

一方、避難計画の不備を理由に原発の運転差し止めを命じられるような具体的な危険性の立証責任は原告側にあるとし「その立証があったとは言えない」と結んだ。昨年５月の一審仙台地裁判決に続き、避難計画の実効性の判断は示されなかった。

避難計画の不備を理由に日本原子力発電東海第２原発（茨城県東海村）の運転差し止めを命じた２０２１年３月の水戸地裁判決を踏まえ、全国で初めて避難計画の実効性に争点を絞る戦略だった。津波や原子炉の安全性など科学的論点を避け、住民目線での審理を狙った。

原告側の狙いと、司法判断はかみ合わなかった。弁護団長の小野寺信一弁護士（仙台弁護士会）は記者会見で、判決が避難計画に触れたことを評価しながらも「われわれの主張、立証が裁判所に完全に無視された」と厳しい表情で話した。

原伸雄原告団長（８２）＝石巻市鹿又＝は「誠に残念な結果だったが、悔しさをバネにして原発ゼロの社会を目指す」と語った。上告するか否かは３０日に開く会議で決める。

ハードル高く酷／国際大の橘川武郎学長（エネルギー産業論）の話

放射性物質が異常放出した場合の具体的危険の立証責任について、仙台高裁が、専門家でもなく情報もない原告側に求めたのは、ハードルが高過ぎて酷だ。原告側が地理的特性による避難の困難性などをもっと主張していれば、判断が変わった可能性もある。判決が避難計画を「被害を最小化する『減災』の考え方に基づくものだ」と指摘し、原発事故を他の一般的な災害と同様の考え方で捉えようとしている点には、やや違和感がある。

「地域の理解得て運転」／東北電

2024/11/28 河北新報朝刊 27 ページ 392 文字

東北電力は２７日、女川原発２号機の運転差し止め請求を棄却した控訴審判決を受け、「安全確保を最優先に、地域の理解を得ながら安定運転に向けて取り組む」との見解を改めて表明した。重大事故時の避難計画の実効性を高めるため、立地自治体を支援する意向も示した。

佐藤正人法務室長と大渕正和原子力部部長が判決後、仙台市内で報道陣の取材に応じた。佐藤氏は判決に関し「当社の主張が裁判所にしっかり理解してもらえた結果と考えている」と述べた。

大渕氏は避難計画の実効性を高めるため「事業者として、できる限りのことをやりたい」と強調。避難者の放射性物質の付着状況を調べるスクリーニング検査場の開設などを支援するため、約６００人を派遣する計画を説明した。

東北電は１０月に再稼働させた女川２号機の１２月中の営業運転を目指し、現在は計画的に原子炉を止めて設備の点検を進めている。

避難計画　実効性向上へ／首長

2024/11/28 河北新報朝刊 27 ページ 365 文字

東北電力女川原発２号機の再稼働差し止め訴訟で、住民避難計画に不備があるとした住民側の控訴を棄却した仙台高裁判決を受け、計画策定を担う地元自治体の首長は２７日、関係機関と連携して実効性の向上を図る考えを示した。

宮城県知事、女川町長、石巻市長はそれぞれ「訴訟当事者ではなくコメントは控える」と説明。その上で、村井嘉浩知事は重大事故を想定した対応について「原子力防災訓練で新たに得られる知見や課題を踏まえ、国、関係市町と連携し防災体制の充実強化を図る」と強調した。

女川町の須田善明町長は「広域避難計画の実効性の確保と向上に向け、今後も継続的に国や県などと連携して取り組む」との談話を出した。石巻市の斎藤正美市長も「原子力防災訓練の実施や検証を踏まえ、広域避難計画の実効性のさらなる向上に努める」とした。